

公告 番号	第 125 号	
件名	岡山県庁舎で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
■質問受付日（4月3日）（1回目）		
1	①1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。 また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。	1施設につき1つの請求書（岡山県総務部財産活用課宛）のみで差し支えありません。
2	②一般送配電事業者が燃料費等調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、よろしいでしょうか。	別添4 電気需給契約書（案）第2条第4項に記載のとおり、協議により決定することができますこととします。
■質問受付日（4月8日）（2回目）		
3	①落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
4	②仮に弊社が落札した場合、契約書（案）の内容について落札後に協議いただくことは可能ですか。	契約書（案）の内容について協議することは可能です。
5	③契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	契約単価の見直しについては、別添4 電気需給契約書（案）第2条第2項、第3項及び第4項に記載しているとおりであり、ご質問の文言を追加することはできません。
6	④燃料費調整額の取扱いについて、「中国地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める電気最終保障供給約款によるものとする」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。 （各社が独自に定める燃料費等調整額による契約が可能な場合）現在の入札仕様書では、燃料費等調整額を考慮しない料金で落札者を決定すると規定されております。 一方で、燃料費等調整制度は各社・各メニュー	燃料費調整額の取扱いについては、お見込みのとおりです。 なお、各社が独自に定める燃料費等調整額による契約はできません。

公告 番号	第 125 号	
件名	岡山県庁舎で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
	一で異なり、ご請求時には事業者ごとに異なる価格の燃料費等調整額が加算または減算される（燃料費等調整額を請求しない場合もある）ことから、実際のご負担となる燃料費等調整額込みの料金では、必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。 そのため、落札者の決定に当たり、各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。	
7	⑤仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか（成立しますか）。 成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則（違約金の支払い等）はありますか。	有効な入札として取扱います。
■質問受付日（4月8日）（3回目）		
8	①受電方式が2回線受電と明記されていますが、予備線か予備電源かご教示ください。	予備電源になります。
■質問受付日（4月17日）（4回目）		
9	・入札付属書に入力する単価は税込単価でよろしいでしょうか。内訳書には割り戻しのセルがあるため、税込みかと存じております。 また、税抜単価で入札する場合、契約時や請求時は単価を税抜から税込とさせていただきます。その際に小数点以下に端数が生じてしまいますが端数処理方法に指定がございましたらご教示お願いいたします。	様式2-2号 入札付属書（積算内訳書）に記載する単価は税込単価としてください。
10	・入札付属書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価の小数点以下表示に指定はございますか。 （例：小数点以下2位まで表示など）	指定はありません。
11	・入札金額の算定時に力率を加味してよろしいでしょうか。また、力率を加味する場合、100%で計算してよろしいでしょうか。	様式2-2号 入札付属書（積算内訳書）の注3に記載のとおり、力率に応じた割引又は割増がある場合は、当該率を「力率割

公告 番号	第 125 号	
件名	岡山県庁舎で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
		引・割増」欄に記入の上、割引又は割増後の金額を記載してください。 なお、入札説明書「4 入札金額の算定等」に記載のとおり、入札金額の算定にあたっては、力率は 100%としてください。
12	積算方法の書き方ですが、弊社契約書の料金表に準じた記載を想定しておりますが、よろしいでしょうか。 記載例： ①基本料金 常時電力基本料金単価×契約電力×力率割引・割増（銭未満切り捨て） ②電力量料金 電力量料金単価×供給電力量（銭未満切り捨て） ③燃料費等調整費 （燃料費調整額単価＋離島ユニバーサルサービス調整額単価＋市場価格調整額単価）×供給電力量（銭未満切り捨て） ④再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×供給電力量（円未満切り捨て） ⑤予備線基本料金 予備線基本料金単価×契約電力（銭未満切り捨て） ⑥予備線基本料金 電力量料金単価×供給電力量（銭未満切り捨て） 〔①、②および③ならびに予備電力の契約の有無に応じて次の料金の合計金額（円未満切り捨て）〕＋〔④の金額〕	様式 2－2 号 入札付属書（積算内訳書）の積算方法欄には、基本料金（常時及び予備）及び電力量料金について記載してください。 なお、同注 5 に記載のとおり、電力量料金は、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない金額としてください。
13	積算方法内に燃料費等調整費と再生可能エネルギー発電促進賦課金はどのように記載したらよろしいでしょうか。	入札説明書「4 入札金額の算定等」に記載のとおり、入札金額の算定にあたっては、燃料費等調整単価及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとしていますので、様式 2－2 号 入札付属書（積算内訳書）の積算方法欄への記載は不要です。

公告 番号	第 125 号	
件名	岡山県庁舎で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
14	・ 入札書と入札付属書は同封してよろしいでしょうか。 同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	様式 2－2 号 入札付属書（積算内訳書）の注 1 に記載のとおり、様式第 2－1 号 入札書とともに提出してください。 なお、留め方や箇所、割り印等の指定はありません。
15	・ 弊社は立ち会いせず初度入札のみ参加し、落札者が決まらず 2 回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に二回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。 辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	初回の入札において落札者がいない場合には、入札説明書 12 落札者の決定方法 (2) に記載のとおりとさせていただきます。 なお、初回入札時に再入札時の辞退届の提出は必要ありません。
16	・ 現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。 例 ○○電力 業務用電力、高压電力等	新エネルギー開発株式会社です。 なお、入札により契約単価を決定しているため、契約種別の指定はありません。
17	・ 予備電力のご契約はございますでしょうか。 ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	質問No. 8に対する回答のとおりです。
18	・ 自家発補給電力の契約はございますでしょうか。	自家発補給電力の契約はありません。
19	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか 下記確認をお願い致します。 (500kW 未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせて頂きます。 (500kW 以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間を頂きます。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますので	現時点での契約電力の変更予定はありません。

公告 番号	第 125 号	
件名	岡山県庁舎で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
	ご了承ください。) (500kW 以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去 12 か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間を頂きます。 管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。)	
20	協議制契約の場合契約電力変更を 1 年間以内に複数回行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか	協議により決定することとします。
21	請求書の表記 (2025 年〇月分) について、 【繰上検針の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日まで使用した電気料金は、2025 年 4 月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は 2025 年 4 月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 18 日から 2025 年 5 月 17 日まで使用した電気料金は、2025 年 5 月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は 2025 年 5 月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。	問題ありません。 ただし、料金の算定期間は、別添 4 電気需給契約書 (案) 第 9 条に記載のとおり、毎月 1 日午前 0 時から末日午後 12 時としてください。
22	弊社では、入札時に管轄エリアのみなし小売電気事業者が現在適用・実施している燃料費等調整制度を前提とし単価設定を行っております。	燃料費等調整額の算定は、中国地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める電気最終保障供給約款によるものとしてくださ

公告 番号	第 125 号	
件名	岡山県庁舎で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
	弊社が落札した場合、入札時のみなし小売電力事業者の燃料費等調整制度を契約期間中適用させて頂く事を前提としております。こちら問題ないでしょうか。 また、入札以降にみなし小売電力事業者の燃料費等調整制度が変更された場合には全体の電気料金が入札時の料金に比べ大きく変動する可能性があるため協議とさせて頂きたいのですが問題ないでしょうか。	い。 また、電気の供給期間の途中で、電気最終保障供給約款に定める燃料費等調整額の算定に係る事項が改定される場合には、別添 4 電気需給契約書（案）第 2 条第 4 項に記載のとおり、協議により決定することができることとします。
23	「燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は、中国地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める電気最終保障供給約款（第 4 項において「電気最終保障供給約款」という）によるものとする。」と記載がございますが、一般送配電が定めているのは「最終保障約款」のみ「最終保障約款」は通常、何らかの理由で小売電気事業者と契約できない需要家が契約をするものになります。 燃料費調整額も最終保障約款のほうが割高になることから弊社としてはみなし小売電気事業者（中国電力株式会社）の標準供給条件（電気標準約款）の燃調費調整制度に準じたいのですが問題ないでしょうか。 上記対応が不可能な場合は入札への参加が出来かねる場合がございます。	燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は、中国地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める電気最終保障供給約款によるものとしてください。
24	・弊社の請求書は、原則、翌月 10 営業日迄に Web サイト上で開示、15 営業日迄に原本の到着とし（請求書の原本郵送が必要な場合に限る）、検針日から 30 日以内にお支払いいただくこととし、年度末も同様の対応をいただいておりますがご了承いただけますでしょうか。ご了承いただけない場合協議により決定させていただきますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
25	・弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客	問題ありませんが、契約締結時に請求書の記載内容等については協議の上決定させて

公告 番号	第 125 号	
件名	岡山県庁舎で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
	さまにはお客さま専用 Web ページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。（Web からダウンロード可能）	いただきます。
26	- 弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 - また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	質問 No. 4 に対する回答のとおりです。ただし、契約書にない細目的事項を契約者の電気需給約款によるものとする契約はできません。
27	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。 契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	契約書は契約内容確定後、速やかに提出してください。 また、契約締結日は落札決定日から 14 日以内です。
28	- お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。 - また、分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	支払方法は銀行振込になります。 また、1枚の請求書に対して、複数者からの支払いはありません。
29	入札保証金及び契約保証金の免除に申請が必要な場合、契約履行証明書等の提出書類をご教示願います。	入札保証金については、入札公告 6 その他（2）に記載のとおり、一律に免除となります。 契約保証金の減免を希望する場合は、過去 2 年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする、国又は地方公共団体等と契約締結したと客観的に分かる書類（契約書の写し等）を、2 件分提出していただくことになります。 なお、契約の相手方、契約期間、契約の種類及び規模等が確認できれば契約単価等の機密保持事項は一部黒塗りでも可です。

公告 番号	第 125 号	
件名	岡山県庁舎で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
		また、契約保証金免除に係る書類は落札決定後速やかに提出してください。
30	契約保証金の免除のために実績の提出が必要な場合、 ・対象は自治体の実績のみでしょうか。 ・供給中の案件でもよろしいでしょうか。 ・自治体案件のみの場合、供給中もしくは履行済みの複数案件を合算してもよろしいでしょうか。	質問 No. 29 に対する回答のとおりです。
31	再生可能エネルギー供給を含む契約について、再生可能エネルギー電気の比率に関して確認できる資料については毎月 7 月頃の発行となりますがご了承いただけますでしょうか。	質問 No. 33 に対する回答のとおりです。
32	区分の数値を算出するにあたって、算定方式を頂くことは可能でしょうか。頂けない場合、環境省HPに掲載されている「各用語の定義」を参照しますが、よろしいでしょうか。 ③令和 4 年度の再生可能エネルギー導入状況の数値を算出するにあたり、分子に「非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量」を含むか否かで参加可否が決まりますので、確認させていただきました。	別添 3 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件に係る「各用語の定義」は別添のとおりです。 なお、環境省HPに掲載されている「各用語の定義」と同義です。
33	再生可能エネルギー比率の指定なしでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
■質問受付日（4 月 17 日）（5 回目）		
34	質問対象：第百五十五条 第三号について 質問内容：以下の点についてご確認させてください。 （１）「当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上締結し、すべて誠実に履行した」実績として、官公庁以外（民間企業等）との契約実績も該当しますでしょうか？ （２）実績の契約が複数拠点（例：異なる地方自治体、施設など）で、契約ごとの業務規模が同程度である場合にも、該当と判断される可能性はあ	質問 No. 29 に対する回答のとおりです。

公告 番号	第 125 号	
件名	岡山県庁舎で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
	りますでしょうか？ 目的：第百五十五条第三号を適用し、契約保証金の全部または一部の納付が免除されるかの確認のため	
■質問受付日（4月23日）（6回目）		
35	予備送電の記載がございましたが、こちらは予備線でよろしかったでしょうか。	質問 No. 8 に対する回答のとおりです。
36	本施設は計量電圧も 20,000V でしょうか。	お見込みのとおりです。
37	入札書と入札付属書の提出時、割印をする必要はございませんか。	質問 No. 14 に対する回答のとおりです。
38	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いします。	質問 No. 25 に対する回答のとおりです。 また、検針結果は請求書等により確認します。
39	※燃料費等調整について 落札後の契約時において燃料調整を行わないプランでご契約することは可能でしょうか。	質問 No. 6 に対する回答のとおりです。
40	契約に至った場合は、2025 年 4 月 1 日改定の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇.〇円）を固定するお願いではありません。 ※契約書への追記や別紙、覚書によるご対応を想定しております。	質問 No. 2 に対する回答のとおりです。
41	計量日は毎月 1 日でしょうか。	お見込みのとおりです。
42	支払に関する記載がございましたが、請求書受	請求書受領後 30 日以内に支払うことは可能

公告 番号	第 125 号	
件名	岡山県庁舎で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
	領後 30 日以内にご対応いただくことは可能でしょうか。	です。
43	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	建替・増築・受変電設備の変更等の予定はありません。
44	S W切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	質問 No. 16 に対する回答のとおりです。
45	現在の契約電力をご提示願いますか。	2, 100kW です。
46	契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	質問 No. 4 に対する回答のとおりです。